

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について意見を募集します ～大和スポーツセンタープールの廃止について～

1. 背景等

- 大和スポーツセンタープール（以下「センタープール」という。）は、昭和40年7月に県立大和運動場プールとして開場後、昭和59年4月に市に移管されました。その後、昭和62年に体育館、平成2年に陸上競技場を開場し「大和市スポーツ施設設置条例」に位置づけられる公の施設です。
- センタープール開場当初、市内に2か所しかなかったプールは、その後、学校プールや引地台温水プール、民間プールが設置され、また、利用者ニーズもオールシーズン型やファミリー的施設志向へ変化し、センタープールの利用人数は、年々減少しています。
- 令和元年度の開場期間中には、ろ過機の故障が発生して営業を中止し、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により休場しています。施設の老朽化は著しく、今後、開場し営業を続けていくには、更なる改修工事が必要な状況です。
- スポーツセンター臨時駐車場として借用している東名高速道路高架下の駐車場スペースが、高速道路拡幅工事のため、令和5年度から使用できなくなります。

2. 施設の概要（センタープール）

【敷地面積】	3,079 m ²	【種 別】	屋外プール
【規 格】	長さ50m 全幅18.05m（8コース）	【水 深】	最深1.55m 最浅1.2m
【開場期間】	7月1日～8月31日	【建 物】	管理棟、シャワー便所棟
【そ の 他】	小学生以下利用不可		

3. スポーツセンター利用状況

- 平成30年におけるセンタープール利用者数は、191人であり、最多来場人数の年と比べて約80%減少しています。
- 体育館と陸上競技場を合わせた利用者数は、平成30年は434,899人となり、平成2年と比較して49%上昇しています。

4. 今後の方向性について

- 市内のプール数、利用者ニーズなどセンタープールを取り巻く環境が大きく変化し、設置当初の役割は薄れています。
- また、スポーツセンター自体の利用者数が著しく増加している中、臨時駐車場がなくなることから、駐車場の確保が喫緊の課題となります。
- スポーツセンターは、地域防災計画において、広域避難場所及び生活必需物資集積所として位置づけられていることから、防災上の観点からも駐車場の整備は有益となります。
- 以上のことから、センタープールを廃止し、跡地については、駐車スペースとして活用することとします。

5. 条例改正の概要

条例に規定のスポーツ施設のうち、廃止するセンタープールに係る記載を削除します。

6. 今後の予定

令和4年12月	市民意見公募(期間：R4.12.1～R5.1.4)
令和5年 2月	令和5年第1回定例会に議案提出
4月	改正条例の施行
4月～	センタープール解体、駐車場整備工事

大和市スポーツ施設設置条例の改正案について ご意見をお寄せください

市は、スポーツ施設の設置等を定めた「大和市スポーツ施設設置条例」について、その一部改正を進めています。このたび、その改正案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

◇募集期間

○令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）（必着）

◇関連資料

○「大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について」（裏面）

◇提出方法

- 書式は自由です。
- 「住所」、「氏名」を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。
 - ①窓口持参・郵送（下記の間合わせ先へ）
 - ②ファックスで送信（ファクス番号046-262-9514）
 - ③オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）

※電話や窓口での口頭による意見は受け付けておりませんのでご了承ください。



（電子申請用 QR コード）

◇寄せられたご意見とそれに対する市の考え方について

寄せられたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、後日、市のホームページで公表する予定です。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんのでご承知おきください。

<お問合せ先>

〒242-0029 大和市上草柳1-1-1 大和スポーツセンター内
大和市 文化スポーツ部 スポーツ課 スポーツ推進係
電話：046-260-5762（直通）
時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日、12月29日～1月3日を除く）